

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成 29 年 4 月

安平町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化に関する目標	····· 1
1	安平町農業の概要	1
2	安平町農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化に関する取組	2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等	
	に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等	
	に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が	
	目標とすべき農業経営の基本的指標	1 4
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積	
	に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	1 5
第 5		1 5
1	147/4/18/90/2 4 /00/2 4 /00/2 4 /00/2	
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	2 1
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域	
	の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	2 2
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を	
	受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	2 5
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進	
	に関する事項	2 5
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	2 5
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	2 6
第 6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	2 7
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	2 7
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると	
		2 8
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	2 8
第 7	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	3 2
第8	その他	3 2
別紀	₹1(第5の1(1)の⑥関係)	3 3
別組	€2 (第5の1 (2)関係)	3 4
参考	51 (代表的な営農類型の総括)	3 7
参考	62 (新たに農業経営を営もうとする青年等の代表的な営農類型の総括)	3 8

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 安平町農業の概要

本町は、北海道の南西部に位置し、東は厚真町、西は千歳市、南は苫小牧市、北は由仁町に接し、道都札幌市から約50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港から約20km、北日本最大の港湾である苫小牧港からは25km程度の位置にあり、物流や流通に関して優れた地理的条件を有している地域である。

総面積は237.16 kmであり、そのうち山林が119.73 kmと全体の約51%、次いで農地が74.80 kmと全体の約32%を占めている。また、総面積の割合を農業振興地域の指定状況からみると、約155 kmの広がりを持ち、その割合は総面積の約66%におよび、本町の土地利用上で大きな比率を占める。

地形は、東部に夕張山脈の支脈に連なる比較的急峻な山岳部、西部に馬追丘陵の余脈が 千歳市界沿いに走り、中央部は安平川が流れ平坦地と緩やかな波状形丘陵地を形成、南部 に行くほど湿地化しながら勇払原野に続いていく。

土壌は、樽前系の火山灰土(黒ボク土・淡色黒ボク土)にほとんどが覆われ、安平川流域沿いに沖積・低地土(灰色低地土・グライ土)が分布する。

気候は、年間平均気温が 6.7℃で、盛夏期 30℃、厳寒期マイナス 20℃を昇降し、1年を通じ昼夜の温度差が大きい内陸型気候が顕著であるが、南部では海洋性濃霧の影響を多少受ける。年間降水量は 1,094 mmで、その降水時期は夏期と晩秋から初冬に集中し、積雪量は 30~50cm(東部山間 50~80cm)と北海道では比較的少ない地域に属する。

本町の農業は、こうした地勢や気象といった自然条件を生かしながら、水稲、畑作、酪農、肉牛を中心とする土地利用型農業と特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業を組み合わせた多様で複合的な生産構造による農業経営が展開され、本町の産業や豊かな自然環境を支える重要な役割を果たしている。

また、酪農は古い歴史と実績をもち、日本のチーズ工場発祥の地として、その伝統を継承しながら今もチーズの製造を行っており、多くの消費者から嗜好されている。

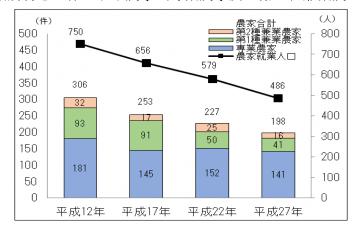
2 安平町農業の現状と課題

(1) 本町農業の特徴

本町の販売農家 1 戸あたりの経営耕地面積は、2015 年世界農林業センサスによると 27.5ha と北海道の 26.5ha に比べ 1.04 倍の規模となっている。

また、販売農家 198 戸のうち農業所得を主体とする農家(専業農家及び第1種兼業農

家)は138戸で全体の69.7%を占め、主副業別にみると、主業農家(農業所得が主で65歳未満の年間60日以上農業に従事する人がいる農家)は137戸で全体の69.2%の割合となっており、本町では、専業的な農業経営を中心に、人(労力)・土地(規模)・機械(効率)のバランスに重点をおいた農業が展開されている。



(2) 本町農業の構造

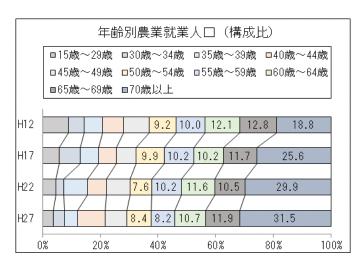
本町の販売農家は依然減少を続けており、2015年世界農林業センサスによると 198 戸と、10年前に比べ 55 戸減少 ($\triangle 21.8\%$) している。

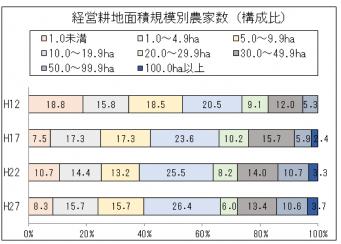
また、農業就業人口は、2015年世界農林業センサスによると 486人と、10年前に比べ170人減少(△25.9%)しており、65歳以上の割合では43.4%、平均年齢では59.3歳と高齢化が深刻化している。

一方、1戸当たりの経営耕地面積は、2015年世界農林業センサスによると27.5haと、10年前に比べ6.4ha増加し規模の拡大傾向にあるものの、経営規模別経営体数でみると、10ha以上の農家は130戸で全体の60.2%の割合となっている。

(3) 本町農業を取り巻く情勢

農業就業者の高齢化や減少、高齢者のリタイヤ等による担い手不 足等により、生産基盤の脆弱化等





[資料~世界農林業センサス調]

が進行している中で、国は、平成 25 年 6 月に決定した日本再興戦略において、今後 10 年間で担い手が利用する農地を全農地の 8 割に引き上げることや、若年就農者、農業法人経営の目標などを掲げた。26 年 3 月には、農地中間管理事業の推進に関する法律が施行され、公的な農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構が各都道府県に整備された。平成 27 年 3 月には、新たな食料・農業・農村基本計画が決定され、農業の構造改革を進めるとともに、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪として農業・農村政策を展開することが示された。平成 28 年 4 月には、農業委員会法、農地法が一部改正され、農地の利用の集積・集約化を加速する観点から、農業委員会や農地を所有できる法人を見直しされた。また、平成 27 年 10 月に、日米をはじめとした 12 カ国によるTPP協定交渉が大筋合意された。

これら課題に対応し、本町農業が持続的に発展し続けるため、平成29年の策定に向け進めている「第2次安平町総合計画」及び同年の策定に向け進めている「第2次安平町農業・農村振興計画」等に沿った主要施策を推進することにより、地域特性の発揮と元気ある農業づくりに向け力強く前進していくことが求められている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

(1) 基本的な考え方

本町農業が持続的に発展していくため、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、経営規模の拡大、農業経営の複合化や多角化等の6次産業化の取組を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営による農地の有効活用を促進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とる所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、次のとおり、安平町及びその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	1 経営体当たりおおむね 430 万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり 1,800~2,000 時間程度

[※] 主たる従事者~農業経営において主体的な役割を担い、専ら当該農業経営 に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる従事者)の就 農 5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを 目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向け農業経営指標等を活用したフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するとともに、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人 や複数戸法人(協業経営型法人)、農外企業の参入など、地域の実情に応じた多様な 法人化を推進することとし、各種研修会等を通じて法人化のメリットや手続き、経 営管理等について関係者等への普及・啓発を行う。

また、農業法人は、地域の農地や雇用等の受け皿機能が見込まれるほか、高収益作物の導入や関連事業への進出による収益性の向上、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待されることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、「人・農地プラン」や農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。

さらに、技術やノウハウ、販路などを有する農外企業と地域の農業者・関係者が 連携した取組を推進する。さらに、地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継 承していくため、法人化などによる経営継承の取組を推進する。

このため、今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする国の目標や、平成 37 年度における農業法人数を約 1.7 倍の 5,200 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の平成 37 年度における農業法人数の目標数を 29 経営体 (平成 28 年 1 月現在 19 経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、当面、今後の地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、農用地利用改善団体が中心となって、集落の現状と将来についての話し合い活動を重ね、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化、及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

本町の平成27年の新規就農者(農家後継を含む)は3組であり、本町農業における生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このため、国が掲げる新規就農者を年間1万人から2万人に倍増するという新規 就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた毎年 770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては毎年3組の当該青 年等の確保を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

就農準備に向けては、指導農業士等による農家研修や農業大学校等における実践的 研修教育により、技術の習得を図るとともに、農地や畜舎等の経営資源に関する情報の提供や各種補助事業を活用した取得の支援、また、農業法人等への雇用の推進などにより、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進する。この場合において、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進する。

就農後は、農業改良普及センターや農業協同組合等地域の関係者が連携して、技術・ 経営指導等のフォローアップを行うことにより、新規就農者の確実な定着・ 確保に努める。

オ 女性農業者が活躍できる環境づくり

女性が積極的に参画する経営体において優れた経営を行っている事例が見られるなど、女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進し、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積と集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

経営規模の拡大だけではなく、高収益作目の導入やクリーン・有機農業、農産加工や直接販売、ファームインといった農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化など、自らの創意工夫を生かした、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

コントラクター、TMRセンターなどの農作業受託組織や酪農へルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等の人材確保と技術・技能の向上に向けた取組を推進する。

また、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を推進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の平成27年の新規就農者は3組であり、例年、ほぼ横ばいの状況となっているが、 本町農業における生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、当町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、 将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経 営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという 新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた 年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間3組の当 該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800~2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち1経営体当たりの年間農業所得215万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町で 展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のと おりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の方法 農業従事者の態様等
① 稲 専 作業	≪作付面積等≫ •水稲 20.0ha 経営面積 20.0ha	 ≪機械施設装備≫ ・トラクター(70・50PS) 各 1 台 ・自脱コンバ・グン(5条) 1 台 ・田植機(8条) 1 台 ・防除ヒュークブル機 1 台 ・稲わら収集機 共同 ・ブロート、キャスター ・乾燥調製施設 1式 ・乾燥明トラック(2t) 1台 ≪その他≫ ・共同乾燥調製施設の利用 ・主壊分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 	 ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫・主たる従事者1人・補助従事者 1人 ≪農業所得≫・1経営体当たり478万円
② 水畑複 稲作合	≪作付面積等≫ ・水稲 7.5ha ・小麦 2.5ha ・大豆 2.5ha ・小豆 2.5ha ・ でん菜 2.5ha ・緑肥 2.5ha 経営面積 20.0ha	 機械施設装備≫ ・トラクター(65PS) ・トラクター(50PS) ・自脱コンハ・イン(4条) ・自脱さんが、イン(4条) ・自脱さんが、イン(4条) ・由は機(6条) ・防除と、一ク、ル機 ・も同同同同同式式 ・なみりの ・ないと、一ク、ル機 ・ものに、 ・カート、キャスター ・グ・レント、リル(14条) ・総施肥はな種機(4条) ・総施肥は種機(4条) ・総施肥は種機(4年) ・と、一トハーへ、スター(1時) ・と、一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営、財務管理 ・市場動向に対応 した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理 と計画的な更新 ・作目間の労働調 整 ・ 次 (

営農類型	経営規	 L 模	生	 産	方	式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
③ 水野複 稲菜合	《作付面積等: ・水稲 ・アスパ・ラカ゛ス ・アスパ・ラカ゛ス ・アスパ・ラカ゛ス ・とびでリッコリー ・ほう面積	8. 8ha2. 0ha5ha5ha	≪・・・・・・・・≪・・・・・・機け自田防が乾育栽農そ共主土農栽焼が脱植除□燥苗培用の同要壌業培・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	設(50PS) (50PS) (50PS) (6条) (4) (6条) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	≫条かたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたた<td>11111111 用合</td><td>・複式第記に () ・複式 () ・ 経営 () ・ 大 () ・</td><td>・休日制の導入 ・農繁期の臨保 ・農作業の共による作業をでは、大田制ののでは、大田制ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、田のでは</td>	11111111 用合	・複式第記に () ・複式 () ・ 経営 () ・ 大 () ・	・休日制の導入 ・農繁期の臨保 ・農作業の共による作業をでは、大田制ののでは、大田制ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、、田のでは、大田のでは、、田のでは、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、、田のでは、田のでは
④水 和 イエスクリーン複 合	≪作付面積等: ・水稲 ・ほうれん草 ・軟白 面積 経営面積	5.4ha	≪・・・・・・・・・≪・・・・・・機/ラ自田防ブ乾育栽栽農そ共主土農栽械タタ脱植除宀燥苗培培用の同要壌業培施゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	(50PS) ハ・イシ (6条) ・イン (6条) ・イン (6条) ・イン (6条) ・イン (1) ・イン (条) れんぎ) を設にく施 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 。 でい。	合理化	・複式第記記帳・パーク ・複式 ・ パーク ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用 従事者の共同化及 で農作業の世間の整等の整備 ・生産履歴等の整備 ・生産履歴等の参・主の後事者 1人 ・補助所得多・1経営体当たり 439万円

営農類型 経営規模	生 産 方 式	経営管理の方法 農業従事者の態様等	等
⑤ 《作付面積等》 ・小麦 2.5ha ・大豆 2.5ha ・大豆 2.5ha ・大豆 2.5ha ・大豆 2.5ha ・小豆 2.5ha ・ でん菜 2.5ha ・牧草 10.0ha ・施設用地等 0.2ha 経営面積 20.2ha ≪飼養頭数≫ ・繁殖牛 25頭 ・育成牛等 22頭 常時飼養頭数 47頭	《機械施設装備》 ・トラクター(90・60PS) 各 1 台 ・スプ・レーヤー 1 台 ・ ブ・ロート・キャスター 1 台 ・ グ・レント・リル(16条) 共同 ・ 総合施肥は種機(4条) 1 台 ・ 施肥カルチベーター(5畦) 1 台 ・ 汎用コンバ・イク ・ ヒ・一ト作業機械一式 1 台 ・ 元・十作業機械一式 1 棟 ・ でニアスプ・レッケ・一(5.8t) 1 棟 ・ 育成舎 1 棟 ・ 育成舎 1 棟 ・ 育成舎 1 棟 ・ 哲料庫 1 棟 ・ その他》 ・ 共回乾燥の利用に係る合理化 ・ 土壌分析に基づく施肥設計 ・ 農業環境規範の ・ 栽培技術の研鑽		を 声 しし
⑥ 《作付面積等》 ・メロン 1.6ha ・緑肥 0.6ha 経営面積 2.2ha	 《機械施設装備》 ・トラクター(30PS) ・栽培ハウス(メロン用)10棟 ・農用軽トラック 1台 《その他》 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・促成栽培から抑制栽培の旬別作付ローテーション 	・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画の労働調整 ・作目間の労働調整 ・実になる作業の無にのののででででででででででででいる。 ・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等の整備・生産履歴等のをは、またのでででででででできません。	を

営農類型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑦ 畑 園 複 作 芸 合	≪作付面積等≫ ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・ でん菜 3.0ha ・なたね 3.0ha ・緑肥 3.0ha ・緑肥 0.5ha 経営面積 18.5ha	 トラクター(50PS) 1台 ・スプ・レーヤー 共同 ・フ゛ロート゛キャスター 1台 ・ク゛レント゛リル(14条) 共同 ・総合施肥は種機(4条)共同 ・施肥カルチヘ゛ーター(5畦) 共同 	・ 後と作整 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・休日制の導入 ・農繁期の臨時保 ・農事者の共にる ・農省力にの短等の ・生産を ・生産を ・生産を ・大を ・大を ・大を ・大を ・大を ・大を ・大を ・大を ・大を ・大
8 畑専作業		 ・スプ・レーヤー 1台 ・ブ・ロート・キャスター 1台 ・グ・レント・リル(16条) 共同 ・総合施肥は種機(4条) 1台 ・施肥カルチベ・ーター(5畦) 1台 	・複パ経市し産機と作整・を選応生 理新調	・休日制の導入 ・農繁期の確保 ・農作業の発生に ・農作業の世界で ・農作業のでは、 ・機能を ・大田のでは、

営農類型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
9 畑酪複作農合	≪作付面積等≫ ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・牧草 25.0ha ・デントコーン 7.0ha ・施設用地等 0.5ha 経営面積 44.5ha ≪飼養頭数≫ ・経産牛 40頭 ・育成牛等 18頭 常時飼養頭数 58頭	《機械施設装備》 ・トラクター(90・60PS) 各 1 台 ・スプ・レーヤー ・ブ・ロート・キャスター ・グ・レント・リル(16条) ・総配かルチベーター(5畦) ・施肥カルチベーター(5畦) ・旭川コンバ・イン ・世二アスプ・レッタ・一(5.8 t) ・飼料生産成生・一の、ドック ・毎料庫 ・パート作業機・育成 ・毎料庫 ・中毎料庫 ・パート・アニアスプ・レッタ・一(5.8 t) ・飼料生産成生・一の、ドック ・増肥溜 ・パート・アーンクリーナー ・農の他 ・バ・ルクーラー ・ボーンクリーナー ・農の他 ・スタンチョン、ハーイプ・ラインミルカー 万預、大変、 ・増肥生産と画場。 ・ボックコーンを含めた4年輪作	・複パ経市し産機と作整乳飼生原記に務に的でいる労のとの、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	・家族労働の作業分 ・家族制制制のの作業の ・大きな、主動のの一のの一のの一のの一のの一のの一のの一のの一のの一のの一のの一のの一のの一
⑩ 酪 専 農 業	《作付面積等》 ・牧草 25.0ha ・デントコーン 7.0ha ・施設用地等 0.5ha 経営面積 32.5ha 《飼養頭数》 ・経産牛 40頭 ・育成牛等 18頭 常時飼養頭数 58頭	・ トラクター(60PS) 1 台 ・ 成牛舎 1 棟	・複パスに、光明を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を	・家族制 ・家担日制のの作業者の作業者の作業者の作業者のの一の時間ののでは、 ・家担日制ののでは、 ・家担日制ののでは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・

営農類型	経営	規模	生	産	方	式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
① 肉 専 半 業	≪作付草 ・施設用地 経営 飼養殖生 ・一次 ・・一次 ・・一次 ・・一次 ・・一次 ・・一次 ・・一次 ・・一次	20. 0ha 9 0. 2ha 20. 2ha 30頭 30頭	・ 飼料 ・ 農 の ・ 機 ・ 機 ・ 機 に り に り の 他 り り り り り り り り り り り り り り り り り	: ター(70 産機ック ≫ と換解の の等)の の等)の	PS) 4t)	よる	・複式簿記記帳 る 次 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・家族労働の作業分 担制 ・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の ・生産履歴等の整備 《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 《農業所得》 ・1経営体当たり 575万円
② 養畑複 豚作合	≪・・・・・・経 ≪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 0ha 1. 0ha 1. 0ha 1. 0ha 5. 0ha 5. 0ha >> 50頭 490頭	・・・・・・・・・・≪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(65PS) ?- ! キャスター ! リル (16種/ ! に) 幾(4条) (5世) 田 田 安 設によく遵の係施守	11111111 台台台台村棟式式式 用理化	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・家族労働の作業分 ・根田制の導入 ・農繁期の臨降 ・農事者の ・農作業の ・農作者の ・農作者の ・大田の ・大田の ・大田の ・大田の ・大田の ・大田の ・大田の ・大田

【組織経営体】

営農類型	経営対	見模	生	産	方	式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
③ 水畑複稲作合	≪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22. 5ha 7. 5ka 7. 5ha 7. 5ha 7. 5ha 7. 5ha -> 7. 5ha 60. 0ha	≪・・・・・・・・・・・・・・・・・≪・・・・・・・・機>>>・・・・・・・・・	(80PS) (50PQ製スーキリ肥ゲコ植、砕ック≫の系燥械析境術PS)(4)収製スーキル肥ベン植、砕ック≫の系燥械析境術PS)(4)機機設 タ(1は-)が機み土が(2 作の調のに規のの)(4)機機設 - 4種をひ(用(・ 業確製利基範研	条機(5年世業)の分立施用づの鑽連集)(4世)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・定期的な分別を ・定期的な分別を ・労働利用計画による ・労働利用計画のの整備 ・生産履歴等のを ・生産を ・大きを ・たる ・大きを ・大を ・大きを ・大きを ・大きを ・大きを ・大きを ・たるを ・たる

- 注1) 「第1の3の(2)に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間(目標年間労働時間)1,800~2,000時間を達成しつつ、1経営体(主たる従事者及び補助従事者)が「他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(目標年間労働所得)おおむね430万円(344万円)以上」を達成しうる経営類型を例示した。
- 注2) 農業所得は、農業経営統計調査(北海道農林水産統計年報)に準じて、農業粗収益のうちの「農業 雑収入」に経営安定対策の補てん金、助成金及び経常補助金を計上するものとして算出した。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の3の(3)に示したような目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、指標を例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営	規模	生	産	方	式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	
① 園 専 芸業	≪作付面積· ・メロン ・緑肥 経営面積	等≫ 1. 4ha 0. 6ha 2. 0ha	≪・・・≪・・・・・・・・・・・・≪・・・≪・・・・・・・・・・・・・・・	(30PS) ウス (オラック シートラック ・ 一根 ・ 一根 ・ 一根 ・ 一根 ・ 一根 ・ 一根 ・ 一根 ・ 一	ュン用) 用に係る で で 適守 鑽		・複式第記に ・複式が ・複式が ・複型、 ・機関の ・では ・では ・では ・では ・では ・では ・では ・では	・休日制の導入 ・農繁期の確保 ・農繁者の共同を ・農作業のと ・農省間の歴等の整備 ・生産を ・生産を ・生産を ・生産を ・生産を ・生産を ・生産を ・生産を	
② 畑肉複 作牛合	≪・・・・・・経 ≪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 0ha 2. 0ha 1. 0ha 1. 0ha 5. 0ha 等 0. 2ha 10. 2ha 》 20頭 16頭	≪・・・・・・・・・・・≪・・・・・機りプブグ総施汎ビで成育堆飼そ共主土農栽機クプロン合肥用→77牛成肥料の同要壌業培城ケートドが加工作グ舎舎建庫他乾機分環技	(65・50 ・ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	moPS) 条機(4条) (4年) 大(5.8t) 施服にく遵守	共共共11111111111111111111111111111111111	・複パソコン 財 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用 従事者の確保 ・農作業の代にとなる ・農作業のを開 ・生産履歴等の整備 ・生産のを関するである。 ・補助従事者 1人 ・機業所得 ・生農業所得 ・1経営体当たり 257万円	

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その 他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用(農作業受託面積を含む。)の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における 農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
本町農用地面積の 95%程度	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保に関する取組と併せて、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業を柱とした農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業など各種の農地流動化施策を組み合わせながら、積極的に推進していく。

また、実質的な規模拡大や労働力不足の解消、高齢者の農地の有効利用などに対応するため、農作業受委託の取組等を推進するとともに、有効な生産基盤整備事業等を活用し、耕地の大区画化・汎用化による農作業効率の向上、一層のコスト低減による生産性の向上を目的とした生産基盤の整備を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開、高齢化の進行、後継者不足などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の現状及び特性等を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための 利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所 有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (4) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設 定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認 められること。
 - ウ 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利 又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の 実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(イ)に掲 げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えている ときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面 積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用

権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構、同法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが 適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的 に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ 安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち1人以上 の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、 当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、① の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受け た後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省構造改善局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式

による開発事業計画を提出させる。

- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合する と認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該事業の実施が確実であること。
 - イ 当該事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用 集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移 転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の 90 日前までに申し 出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の 内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受けるものを定めるに当っては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 なお、⑥のウの事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるか について確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転にかかる法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項 ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適 正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)(以下、「規則」という。)第1条の2各号で定めると ころにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量な ど、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況につ

いて同意市町村の長に報告しなければならない旨

- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次 に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示その他所定の方法により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用

権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ 安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれも がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、 農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本町の公報に記載することをその他所定の手段により公告する。
- ④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は 使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本町は、本町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体(以下、「農地利用集積円滑化団体」という。)との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。
- (2) 本町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体は、農地利用集積円滑化団体が行う権利調整等の農地利用円滑化事業を促進するため、本町に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用 地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図り、認定農業者等担い手への農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は 規約及び構成員につき法第 23 条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様 式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受け ることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な ものであること。

- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で 定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う「農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)」又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の 委託に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②にイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の 集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の 委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地に ついて利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当 該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められる こと。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る

農用地利用規程を変更しようとするときは、本町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、規則第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの規則で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本町に届け出るものとする。
- ③ 本町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第10条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は ①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用 地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度 がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認 められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委 託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとす る。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人北海道農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、安平町農業再生協議会等との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての 普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織 的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらに は利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基 準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情

報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう 教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産 者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する 知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって、農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細や かな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

オ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウ、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- ア 本町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す 者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 本町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成 に資するよう努める。
- ウ 本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、稲作、 転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の

土地利用の見直しを通じて農用地の集積、とりわけ面積集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

- エ 本町は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保 に努める。
- オ 本町は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤 強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、町、議会、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区、農業共済組合、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、安平町農業再生協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本町においては、これまで離農者等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体(以下「農地利用集積円滑化団体」という。)は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 本町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域(都市計画法(昭和47年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた本町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 本町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の 農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地 域が偏ることがないよう、本町が本町全域における事業実施地域の調整を行うことと する。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 事業実施の基本方針に関すること
- ② 事業実施地域に関すること
- ③ 事業対象農用地に関すること
- ④ 事業実施に当たっての調整等に関すること
- ⑤ 事業実施計画に関すること
- ⑥ 農地所有者代理事業に関すること
- ⑦ 農地売買等事業に関すること
- ⑧ 研修等事業に関すること
- ⑨ その他の事業に関すること

(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域を事業実施 地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産 省令第12条の10に基づき、本町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、 本町から承認を受けるものとする。
- ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の

事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積 を図る上で支障が生ずるものでないこと。

- ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (4) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア) から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に 実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イから二までに掲げるものであること。
 - (キ) 規則第10条第2号イから二までに掲げる農業用施設の用に供される土地又は 開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、 農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施 するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 本町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 本町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑 化事業の種類及び事業実施地域を本町の掲示板への掲示により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 本町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 本町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、 農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

- ③ 本町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと き
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 本町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を本町の掲示板への掲示により公告する。

(5) 本町による農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化 事業規定を定めるものとする。

- ① 本町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 本町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、本町は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 本町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 本町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用 集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町 の掲示板への掲示により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営 農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる 者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
- イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及 び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託 料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体 が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用 地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨 の定めをすることが望ましい。
- ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活

用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 本町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を 活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この基本構想は、平成18年8月28日から施行する。 (施行期日)

- この基本構想は、平成22年4月26日から施行する。 (施行期日)
- この基本構想は、平成24年4月1日から施行する。 (施行期日)
- この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。 (施行期日)
- この基本構想は、平成29年4月19日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する 土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、 利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - … 法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - … その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格 法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第 93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外 の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - … その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - … その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - … その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第5条の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定 又は移転を受ける場合

① 存 続 期 間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は原則として 3 年 (農業者年金制度	1 農地については農地法第52条の規定により農業	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定
関連の場合は10年、開発して農用地とすること	委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情	日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支	等促進事業の実施により利用権の設定(又は移
が適当な土地について利用権の設定等を行う場	報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案し	払うものとする。	転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を
合は、開発してその効用発揮する上で適切と認	て算定する。	2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同	返還するに際し民法の規定により当該農用地の
められる期間、その他利用目的に応じて適切と	2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の	組合等の金融機関の口座に振り込むことによ	改良のために費やした金額その他の有益費につ
認められる一定の期間)とする。ただし、利用	採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借	り、その他の場合は賃貸人の住所に持参して	いて償還を請求する場合その他法令による権利
権を設定する農用地において栽培を予定する作	賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地につ	支払うものとする。	の行使である場合を除き、当該利用権の設定者
目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが	いて算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧	3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、	に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請
相当でないと認められる場合には、3年と異なる	地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定す	原則として毎年一定の期日までに当該年に係	求してはならない旨を定めるものとする。
存続期間とすることができる。	3.	る借賃の支払等を履行するものとする。	2 農用地利用集積計画においては、利用権設定
2 残存期間は、移転される利用権の残存期間と	3 開発して農用地とすることが適当な土地につい		等促進事業の実施により利用権の設定(又は移
する。	ては、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担		転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返
3 農用地利用集積計画においては、利用権設定	区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等		還する場合において、当該農用地の改良のため
等促進事業の実施により設定(又は移転)され	を総合的に勘案して算定する。		に費やした金額又はその時における当該農用地
る利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又	4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合に		の改良による増価額について、当該利用権の当
は残存期間)の中途において解約しようとする	は、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記		事者間で協議が整わないときは、当事者の双方
場合には、相手方の同意を要する旨を定めるも	1から3までの規定によって算定される額に相当		の申出に基づき本町が認定した額をその費やし
のとする。	するように定めるものとする。		た金額又は増価額とする旨を定めるものとす
	この場合において、その金銭以外のもので定めら		ప .
	れる賃借の換算方法については、「農地法の一部を		
	改正する法律の施行について」(平成13年3月1日		
	付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知)第 6		

に留意しつつ定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存 続 期 間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近	Iの③に同じ。	I の④に同じ。
	傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形		
	態、当事者双方の受益又は負担の程度等を		
	総合的に勘案して算定する。		
	2 農業用施設用地については、その農業用		
	施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃		
	の額に比準して算定し、近傍の借賃がない		
	ときは、その農業用施設用地の近傍の用途		
	が類似する土地の借賃の額、固定資産税評		
	価額等を勘案して算定する。		
	3 開発して農業用施設用地とすることが適当		
	な土地については、Iの②の3と同じ。		

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存 続 期 間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業経営の受託に係る販売	Iの③に同じ。この場合においてIの③	Iの④に同じ。
	額(共済金を含む。)から農業の経営の受	中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸	
	託に係る経費を控除することにより算定	人」とあるのは「委託者(損失がある場合に	
	する。		
	2 1の場合において、受託経費の算定に当	る。	
	たっては、農業資材費、農業機械施設の償		
	却費、事務管理費等のほか、農作業実施者		
	又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が		
	確保されるようにするものとする。		

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準 ② 対価の支払方法 ③ 所有権の移転の時期 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限まで 近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農 期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う に対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定 地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所 者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込む める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対 有権を取得するため高額の対価により行う取引そ ことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支 価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地 の他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価 払うものとする。 利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 額に比準して算定される額を基準とし、その生産力 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う 等を勘案して算定する。 場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとす る。

参考1 (代表的な営農類型の総括)

	営農類型	経営規模	労 働 力 (人)	農業収益	経営所得安定 対策交付金 (千円)	農業所得	農 新得率 (%)	総 労 働 時 間	主たる従事者 (hr)	補助者等 (hr)	雇 用 (hr)
	①稲作専業 (20.0ha)	○水稲 20ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	21,888	1,500	4,782	20.5	2,537	2,000	258	279
	②水稲·畑作複合 (20.0ha)	○水稲 7.5ha、○小麦 2.5ha、○大豆 2.5ha、 ○小豆 2.5ha、○てん菜 2.5ha、○緑肥 2.5ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	12,652	7,023	4,427	22.6	1,473	1,473		
	③水稲·野菜複合 (12.0ha)	○水稲 8.8ha、○かぼちゃ 2.0ha、 ○アスパラガス 0.5ha、○ブロッコリー0.5ha、 ○ほうれん草 0.2ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	19,888	860	4,358	21.1	4,685	2,000	1,245	1,440
	④水稲・イエスクリーン 複合 (6.1ha)	○水稲 5.4ha、○ほうれん草 0.6ha(表示登録)、○軟白ねぎ 0.1ha(表示登録)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	25,919	405	4,387	16.7	6,825	2,000	713	4,112
	⑤畑作・肉牛複合 (20.2ha) (繁殖牛 25 頭)	○畑作 10.0ha、○草地 10.0ha、 ○施設用地等 0.2ha、 ○繁殖牛 25 頭(出荷 22 頭)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	23,042	7,236	5,194	17.2	4,100	2,000	1,300	800
個 別	⑥園芸専業 (2.2ha)	○メロン 1.6ha、 ○緑肥 0.6ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	22,176	100	4,388	19.7	8,609	2,000	852	5,757
A 経	⑦畑作•園芸複合 (18.5ha)	○小麦 3.0ha、○小豆 3.0ha、○大豆 3.0ha、○てん菜 3.0ha、○なたね 3.0ha、○緑肥 3.0ha、○ほうれん草 0.5ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	12,331	7,943	4,734	23.4	2,542	2,000	542	_
営	⑧畑作専業 (30.0ha)	○小麦 5.0ha、○大豆 5.0ha、○小豆 5.0ha、 ○てん菜 5.0ha、○コーン 5.0ha、○なたね 5.0ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	13,032	13,072	4,998	19.2	1,276	1,276	_	_
体	⑨畑作・酪農複合 (44.5ha) (経産牛 40 頭)	○畑作 12.0ha、○草地 25.0ha、○施設用地等 0.5ha、○飼料用とうもろこし 7.0ha、○1 頭当たり乳量 8,000 kg	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	27,252	5,533	5,437	16.6	4,577	2,000	1,810	767
	⑩酪農専業 (32.5ha) (経産牛40頭)	○草地 25.0ha、○施設用地等 0.5ha、 ○飼料用とうもろこし 7.0ha、 ○1 頭当たり乳量 8,000 kg	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	21,573	4,000	4,369	17.1	4,203	2,000	1,725	478
	⑪肉牛専業 (20.2ha) (繁殖牛 40 頭)	○草地 20.0ha、○施設用地等 0.2ha、 ○繁殖牛 40 頭(出荷 32 頭)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	26,660	0	5,747	25.6	3,968	2,000	1,671	297
	⑫養豚·畑作複合 (5.0ha) (母豚 50 頭)	○小麦 1.0ha、○小豆 1.0ha、○大豆 1.0ha、 ○てん菜 1.0ha、○施設用地等 1.0ha、 ○出荷頭数 1,050 頭	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	33,347	2,563	4,413	12.3	2,878	2,000	878	_
組織経営	⑬稲作・畑作複合 (組織体) (60ha 3戸)	○水稲 22.5ha、○小麦 7.5ha、○大豆 7.5ha、 ○小豆 7.5ha、○てん菜 7.5ha、○コーン 7.5ha	主たる従事者 3人 補助従事者 3人	45,056	19,949	17,013 (5,671/ 戸)	26.2	4,377	4,377 (1,459/人)	_	

参考2 (新たに農業経営を営もうとする青年等の代表的な営農類型の総括)

	営農類型	経営規模	労 働 力 (人)	農業収益 ^(千円)	経営所得安定 対策交付金 (千円)	農業所得	農 業	総 労 働 時 間	主たる従事者 (hr)	補助者等 (hr)	雇 用 (hr)
別	(2.0ha)	○メロン 1.4ha、 ○緑肥 0.6ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	17,787	0	2,419	13.6	7,569	2,000	745	4,824
経 営 体	(2)畑作・肉午複合	○畑作 5.0ha、○草地 5.0ha、 ○施設用地等 0.2ha、 ○繁殖牛 16 頭(出荷 14 頭)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	12,966	3,109	2,574	16.0	3,847	2,000	1,300	547